

原油価格・物価高騰による影響を受けている農業者のみなさまへ

農業関係資材の価格高騰が続く中、農業の経営改善のための**運転資金**に利用できる制度資金があります。

	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	経営体育成強化資金	青年等就農資金	セーフティネット資金	農業近代化資金	生活営農資金
貸付対象者	認定農業者(※1)	主業農業者(※2)等	認定新規就農者(※3)	認定農業者 主業農業者 等	認定農業者 主業農業者 等	他の制度資金対象外の方
資金使途	施設の取得等、長期運転資金					
貸付限度額	個人 3億円(※4) 法人 10億円(※5)	個人 1.5億円 法人・団体 5億円	3,700万円(※6)	600万円(※7)	個人 1800万円 法人・団体 2億円	個人 350万円(※8) 法人 700万円
償還期限 (据置期間)	25年以内 (10年以内)	25年以内 (3年以内)	17年以内 (5年以内)	15年以内 (3年以内)	15年以内 (7年以内)	15年以内 (3年以内)
取扱機関	日本政策金融公庫				農協 紀陽銀行 きのくに信用金庫	農協

- ※1 農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成し、市町村長等の認定を受けた者
- ※2 農業所得が総所得の過半(法人にあっては、農業に係る売上高が総売上高の過半)を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上(法人にあっては1,000万円以上)等の者
- ※3 農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成し、市町村長の認定を受けた者、 ※4 複数部門経営等は6億円
- ※5 民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円、 ※6 特認限度額1億円、 ※7 簿記記帳農家：年間経営費の6/12又は粗収益の6/12に相当する額のいずれか低い額、 ※8 特認450万円



借入には、各金融機関において融資審査があります。



詳細な内容やご不明な点は、下記お問合せ先までお問い合わせください。

県庁経営支援課：073-441-2880
 海草振興局農業水産振興課：073-432-4111
 那賀振興局農業水産振興課：0736-63-0100
 伊都振興局農業水産振興課：0736-34-1700
 有田振興局農業水産振興課：0737-63-4111
 日高振興局農業水産振興課：0738-22-3111

西牟婁振興局農業水産振興課：0739-22-1200
 東牟婁振興局農業水産振興課：0735-22-8551

日本政策金融公庫農林水産事業部：073-423-0644
 J A わかやま：073-471-3731
 J A ながみね：073-482-6131
 J A 紀の里：0736-77-7801
 J A 紀北かわかみ：0736-42-3000
 J A ありだ：0737-53-2311
 J A 紀州：0738-22-2480
 J A 紀南：0739-23-3450
 J A みくまの：0735-52-0793